



### 1. 教育資金の一括贈与の非課税措置の見直し

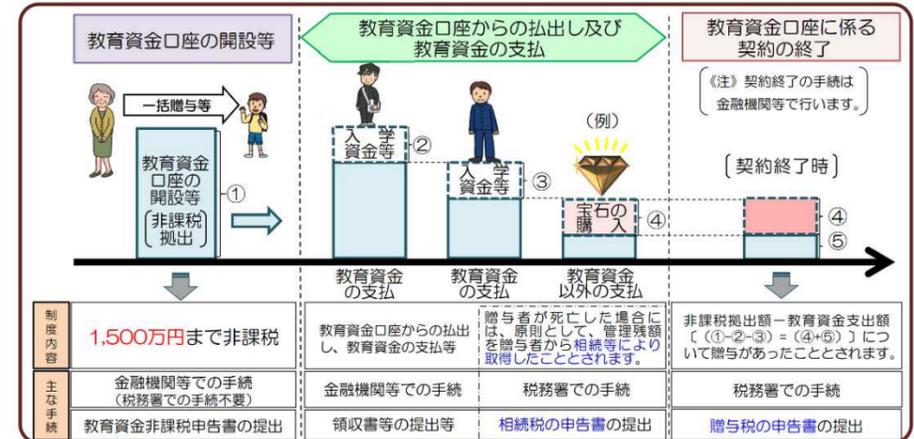
図：国税庁パンフレットより

**改正の概要**  
節税的な利用を防止する観点から、以下の見直しを行った上で、適用期間が2年延長されました。(令和5年3月31日まで)

贈与者死亡時における相続税の課税対象が拡大されました。贈与から経過した年数にかかわらず、贈与者死亡時の残高を相続財産に加算します。

受贈者が孫・ひ孫の場合、相続税額の2割加算の適用となりました。

適用時期 令和3年4月1日以後の贈与等より適用 受贈者が23歳未満であるなど一定の場合は相続税はかかりません。



### 2. 結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置の見直し

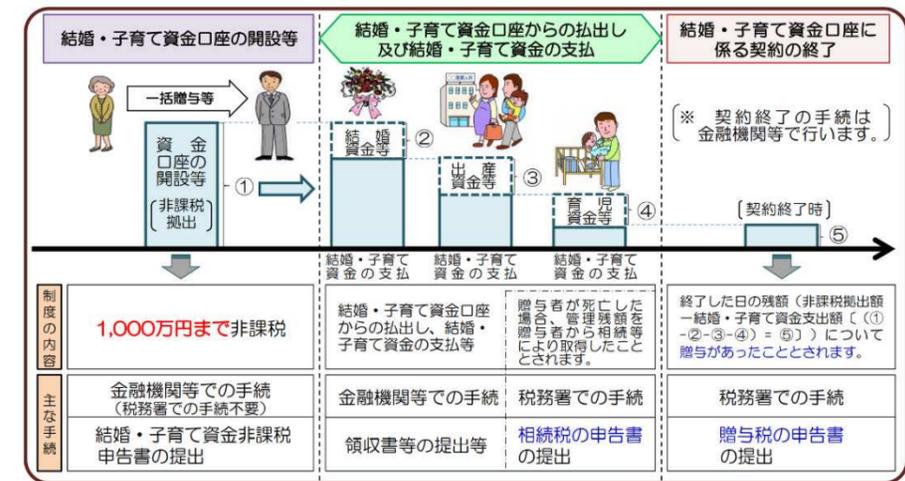
図：国税庁パンフレットより

**改正の概要**  
節税的な利用を防止する観点から、以下の見直しを行った上で、適用期間が2年延長されました。(令和5年3月31日まで)

贈与者死亡時に、結婚・子育て資金として費消していない残額がある場合、残額が相続税の対象となることは変わりませんが、受贈者が孫・ひ孫の場合、相続税額の2割加算の適用となりました。

受贈者の年齢要件が18歳以上50歳未満と下限が引き下げとなりました。

適用時期 は令和3年4月1日以後より適用 は令和4年4月1日以後より適用



### 3. 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の据え置き等

直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税限度額を、令和2年4月～令和3年3月契約分と同額に据え置くこととなりました。また、令和3年1月1日以後の贈与からは、受贈者が贈与を受けた年分の所得税の合計所得金額が1,000万円以下である場合に限り、床面積要件の下限が40㎡以上に引き下げられました。

住宅用家屋の新築等に係る契約の締結日	2021年(令和3年)	
	1～3月	4～12月
省エネ等住宅 <sup>1</sup>	消費税率10%	1,500万円 改正後1,500万円 (改正前1,200万円)
	上記以外の場合 <sup>2</sup>	1,000万円 改正後1,000万円 (改正前800万円)
上記以外の住宅	消費税率10%	1,000万円 改正後1,000万円 (改正前700万円)
	上記以外の場合 <sup>2</sup>	500万円 改正後500万円 (改正前300万円)

1: 省エネ等基準に適合する住宅用の家屋(省エネルギー性が高い住宅 耐震性の高い住宅 バリアフリー性が高い住宅のいずれかを満たす)  
2: 個人間の売買で、中古住宅を取得する場合には、原則として消費税等がかかりません

詳細をお聞きになりたい方は、監査担当者まで

(担当：村井江実子)

### 経営者の姿勢

赤字企業の再建に生涯をかけたといわれる伝説の経営コンサルタント一倉定氏は、「資金が4ヶ月続けば、基本的にはどんな会社も再建できる」と言っていました。「ただし、どうしても立て直せない会社が3つある」とも言っていました。

第一に「数字を見ない社長」

第二に「お客様のところに行かない社長」

第三に「社員の批判ばかりする社長」

3つの言葉が全て「会社」ではなく「社長」となっていることでも分かるように、企業経営の全ては社長の姿勢次第という考え方であることがうかがえます。

良い経営には様々なやり方があっても、良くない経営というものは一定のパターンがあるのではないのでしょうか。

厳しい経営環境が当面継続することが予測されますが、こんな状況でこそ経営者の姿勢が問われます。

今年もあっという間に2ヶ月が経過しもうすぐ春がやってきます。健康第一で仕事に励んでいきましょう。

(所長：税理士 本野 智之)

### 新しい仲間が増えました

事務所に、新しい仲間が増えました。高島恵子(たかしまけいこ)です。よろしくお願ひいたします。



1月18日付で総務として入社させて頂きました高島恵子(たかしまけいこ)です。以前は作業療法士として医療業界に努めており、全く違う分野からの転職となります。まだまだ仕事に慣れず、ご迷惑をおかけすることも多々ありますが、年齢からくる記憶力の低下と日々戦いながら仕事に励んでいます。一つ一つの仕事を丁寧に、正確に、誠実にやり、1日でも早く皆様のお役に立てるよう頑張っていきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

結婚子育てで最近あまり行けていませんが、スノーボードが好きです。

今回は、2月1日に新保本4丁目にオープンされた「オーサム薬局」株式会社トワさんをご紹介します。

「オーサム薬局」さんは、医療・介護保険を利用して薬剤師の訪問サービスが受けられる薬局です。薬剤師さんの訪問サービスを受けられることをご存じの方は少ないのではないのでしょうか？介護などで家を簡単に空けられないという方には、とても便利ですよね。薬のことでわからないことはぜひご相談されてみてはいかがでしょうか？

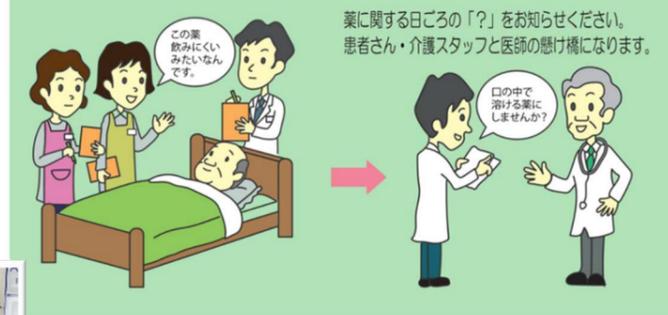
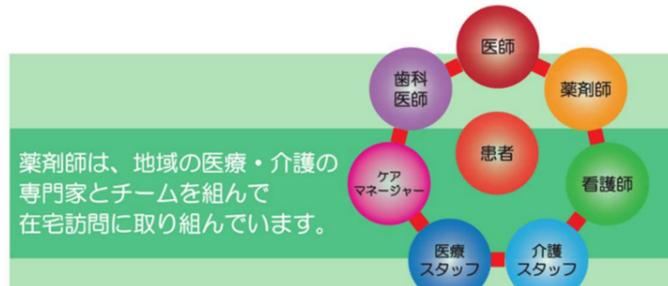
薬に関する疑問は何かと多い



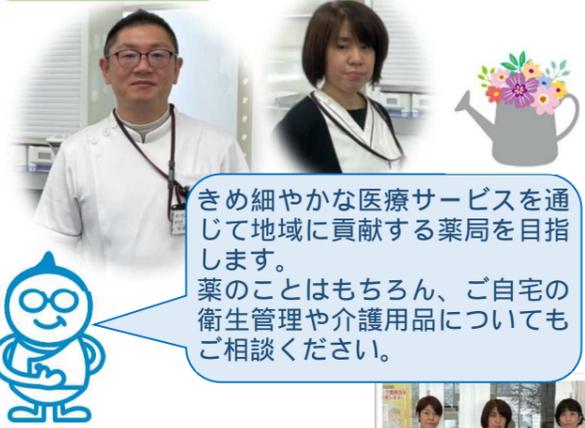
オーサム薬局では医療・介護保険制度を利用して、薬剤師の訪問サービスが受けられます。(介護保険の利用限度額には含まれません)

薬のプロ 薬のことで困っていませんか？

**薬剤師がご自宅へお伺いします！**



薬剤師のお二人



受付のお二人



スタッフの皆さん



(株)トワ オーサム薬局

〒921-8062

石川県金沢市新保本4丁目65-16

TEL: 076-227-8374 fax: 076-227-8384

担当者より

オープン前から関与させていただいております。社長をはじめ、スタッフの方々もとても親しみやすい方々なので、お近くの方はぜひ一度お立ち寄りください。(担当：村井 江実子)



3月・4月の税務と行事



表会計休業日							日曜日・祝祭日						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6					1	2	3
7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10
14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17
21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24
28	29	30	31				25	26	27	28	29	30	
10日	源泉所得税の納付(毎月)						12日	源泉所得税の納付(毎月)					
31日	1月決算法人の確定申告 7月決算法人の予定・中間申告						15日 (期限延長)	所得税確定申告 申告期限 個人事業者の消費税 申告期限					
							30日	2月決算法人の確定申告 8月決算法人の予定・中間申告 固定資産税(金沢市)第1期納付					

今年の確定申告も申告期限が4月15日までと延長となりました。振替納税をされている方は、所得税が5月31日(月)、個人事業者の消費税は5月24日(月)とこちらも延長されておりますので、ご確認ください。

連載中

励ましと自省の言葉

会長(表征史)の連載です。会長の覚書の中からの言葉を紹介しています。

事業所を創業して42年間、顧みると実に様々なことがあり、その度に多くの方々のお世話になりました。

中でも仕事の指針、生活上の規範として多くの影響を受け、時に反省し行いを改め、時には勇気ももらい励まされた三人の先生がいます。

一人は公認会計士で一代で東証一部上場の会社をつくられた、故飯塚毅会長、もう一人は戦後の人心の荒廃した世を直すために社団法人倫理研究所を設立された、故丸山敏雄先生。

今お一人は同じく戦後の厳しい経済状況の中、困窮する企業の再建に心血を注ぎ、日本創造経営協会を設立された、故簿衣佐吉先生(公認会計士)です。

職業会計人としての生き方に学ぶところもありましたが強く啓蒙されたのは“人の世のお役に立つお仕事”への強い信念と情熱でした。

そのご三方の掲げられた指針は次の通りです。

飯塚毅会長は “自利とは利他を云う”

丸山敏雄会長は “純情素直、実行の生活法則”

簿衣佐吉先生は “天に光、地に塩” “生命浄化・家系浄化” です。

「恩を忘れず」

その思い、願いを忘れないよう毎朝写真にお参りをします。次回に三方の先生方からの学びをつづろうと思います。(会長：税理士 表 征史)